みんなでつくろう 自治基本条例⑯

前文（例）に対するご意見を募集します

【問合せ】企画課政策企画係
☎㉒8227（市役所6階）

現在開催している市民ワーキンググループで条例のたたき台がおおむねまとまってきました。今回は、条例の「前文」と条例の構成についてご紹介します。「前文」とは、条例の条項の前に日田市とはどういうまちか、どのような考えの基に条例を制定するのかといった主旨を文章にしたものです。

下記の前文（例）について、広く皆さんのご意見やご提案を募集します。

自治基本条例 前文（例）

私たちのまち日田市は、阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系で育まれた豊富な水に恵まれていることから「水郷ひた」と呼ばれています。また、日田杉に代表される林業の盛んなまちであり、古くから栄えてきた天ヶ瀬温泉など豊かな温泉が湧出する観光地でもあります。

歴史を振り返ると、国の重要文化財に指定された吹上遺跡など多くの遺跡から出土品が発掘され、古代史のロマン香るところです。また、古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝にあり、江戸時代には幕府直轄地・天領として西国筋郡代が置かれ、政治・経済の中心地として繁栄しました。さらに、廣瀬淡窓が開いた「咸宜園」には、全国から多くの門下生が集まり、「鋭きも鈍きも、ともに捨てがたし、錐（きり）と槌（つち）とに使いわけなば」の歌のように、個性を尊重する教育理念のもとに人材の輩出に貢献してきた文教のまちです。

このように先人が守り育ててきた素晴らしい自然、歴史、文化に満ちたこのまちを、私たちは次の世代に引き継いでいくとともに、より一層住みよい地域社会の構築を進めていかなければなりません。

そのためには、市民と市議会と行政がそれぞれの責任や役割を認識し、異なる立場や考え方をお互い理解し、協力しながら、よりよいまちづくりに取り組むことが大切です。

よって、ここにまちづくりの理念、自治の原則及び市政運営の基本的な仕組みを明らかにすることで「市民参画の開かれた市政」を実現し、私たち一人ひとりが暮らしやすいと感じることができるまちを目指すため、この条例を制定します。

【自治基本条例　構成（案）】

①総則
・目的
・条例の位置付け
・定義
・自治の基本原則
②各主体の権利及び責務
・市民の権利、責務
・事業者等の権利、責務
・市議会（議員）の責務
・地域コミュニティ
・小規模集落等対策
・子どもの権利及び健全育成
・市長、職員の責務
③参画と協働
・参画
・協働
④住民投票
・住民投票
⑤市政運営
・政策法務、創意工夫に基づく市政運営
・組織及び人事政策
・計画的な行政運営
・財政運営
・行政評価
・審議会等
・情報公開、提供
・個人情報保護
・パブリックコメント手続
・市外の人々との交流、連携
・国及び他の地方公共団体との連携
・危機管理
⑥その他
・条例の見直し

意見の提出方法
メール、ファックス、郵送のいずれかで提出してください。（様式は自由）

■送付先
〒877-8601
（住所記載不要）
企画課政策企画係
☎㉒8227
FAX㉒8324
mail kikaku@city.hita.oita.jp

■募集締切り　2月28日㈭
※いただいたご意見は取りまとめた後、市ホームページで公表します。（個人情報を除く）
※市ホームページの自治基本条例の取組ページに過去の会議の内容を掲載しています。